

議案第43号

杉並区小児慢性特定疾病審査会条例

上記の議案を提出する。

令和8年5月22日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区小児慢性特定疾病審査会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の4第1項の規定に基づき設置する杉並区小児慢性特定疾病審査会（以下「審査会」という。）に関し、同法に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審査会は、委員6人以内をもって組織する。

(招集)

第3条 審査会は、会長が招集する。

(会議)

第4条 審査会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。  
2 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会議の非公開)

第5条 審査会の会議は、非公開とする。

(委員以外の者の出席等)

第6条 審査会は、審査のため必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を聴き、又は委員以外の者から必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、令和8年11月1日から施行する。
- 2 杉並区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和50年杉並区条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表中

	杉並区いじめ問題調査委員会	杉並区いじめの防止等に関する条例（令和7年杉並区条例第14号）第29条第3項に規定する調査を行う場合	日額 23,000円
		前記以外の調査等を行う場合	会長日額 21,000円 委員日額 18,500円

を

	杉並区いじめ問題調査委員会	杉並区いじめの防止等に関する条例（令和7年杉並区条例第14号）第29条第3項に規定する調査を行う場合	日額 23,000円
		前記以外の調査等を行う場合	会長日額 21,000円 委員日額 18,500円
	杉並区小児慢性特定疾病審査会	会長日額 21,000円 委員日額 18,500円	

に改める。

（提案理由）

杉並区小児慢性特定疾病審査会に関し必要な事項を定める等の必要がある。